

第106回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時

開催会場

仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号
当社3階大ホール



■ 第106回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
■ 添付書類	
事業報告	17
連結計算書類	39
計算書類	48
監査報告書	56

株式会社 ユアテック

証券コード：1934

- ・株主総会ご出席のみなさまへのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応については、当社ホームページ (<http://www.yurtec.co.jp/>) に掲載させていただきます。今後の状況変化に応じて内容を更新する場合がございます。

(証券コード 1934)

2020年6月2日

株 主 各 位

仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号

株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク

取締役社長 社長執行役員 佐 竹 勤

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態にいたっております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を講じたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、郵送またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、本総会当日のご来場をお控えいただきますよう、強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧ください、以下のいずれかの方法により、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日） 午前10時（開場午前9時）

2. 場 所 仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号 当社3階大ホール

3. 会議の目的事項

● 報告事項

1. 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提示くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.yurtec.co.jp/>）に、修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時	2020年6月24日（水曜日）午前10時
----------	----------------------

株主総会にご出席いただけない場合



■ 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限	2020年6月23日（火曜日） 午後5時30分到着分まで
------	---------------------------------

■ インターネット等による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、行使期限までに、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	2020年6月23日（火曜日） 午後5時30分受付分まで
------	---------------------------------

詳細は次頁をご参照ください。➡

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

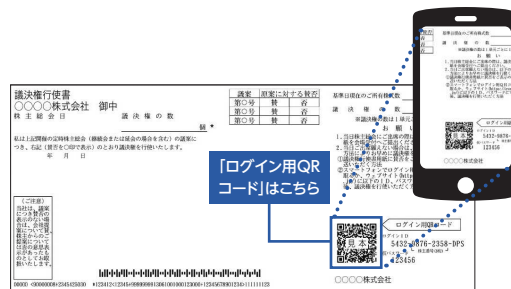
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

二回目以降のログインの際は

下記のご案内に従ってログインしてください。



議決権行使書副票(右側)

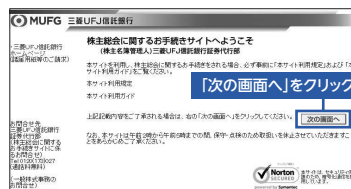


ログインID・仮パスワードを 入力する方法

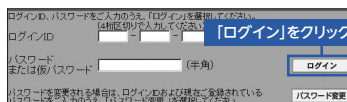
議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufig.jp/>

議決権行使サイトのご利用方法

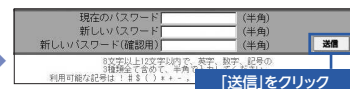
① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の 右下に記載された「ログインID」 および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」の 両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2020年6月23日(火曜日))の午後5時30分まで受け付けます。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの年2回の安定的な配当を基本とし、業績ならびに将来にわたる安定した事業展開のための内部留保の充実などを総合的に勘案しつつ、株主のみなさまへの利益還元を実施していくことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当等につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金 銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
1株につき金10円 総額715,129,850円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日

2. 別途積立金の積立に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 2,500,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 2,500,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

当社の取締役は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において選任いただいた11名のうち、樋口康二郎氏が2020年3月31日をもって辞任し、また、本総会終結の時をもって取締役10名が任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外取締役を含む指名・報酬等諮問委員会において審議しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		本総会時における当社の役職	取締役会への出席率
1	さ たけ つとむ 佐竹 勤	再任	取締役社長 社長執行役員	100% (8回中8回)
2	おお た よしはる 太田 良治	再任	取締役 副社長執行役員	100% (8回中8回)
3	おい かわ まさひろ 及川 昌洋	再任	取締役 専務執行役員	100% (8回中8回)
4	こ ばやし いく み 小林 郁見	再任	取締役 常務執行役員	100% (8回中8回)
5	お がさわら たつ じ 小笠原 達治	再任	取締役 常務執行役員	100% (8回中8回)
6	いな づま ひでとし 稲妻 英俊	再任	取締役 常務執行役員	100% (6回中6回)
7	すが わら かずなり 菅原 一成	再任	取締役 常務執行役員	100% (6回中6回)
8	は せ がわ ひさあき 長谷川 久晃	再任	取締役 常務執行役員	100% (6回中6回)
9	ます こ じ ろう 増子 次郎	新任	—	—
10	みつ い せい いち 三井 精一	再任	社外 独立 取締役	100% (8回中8回)
11	ふく い くに あき 福井 邦顕	再任	社外 独立 取締役	100% (8回中8回)

(注) 稲妻英俊、菅原一成、長谷川久晃の3氏の取締役会への出席率は、2019年6月25日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

さ たけ つとむ

佐竹 勤

(1953年3月2日生)

所有する当社の株式数：17,800株



再 任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1975年 4 月 東北電力株式会社入社
2009年 6 月 同社常務取締役 お客さま本部長
2009年 6 月 当社監査役（2012年6月退任）
2012年 6 月 当社取締役（2013年6月退任）
2012年 6 月 東北電力株式会社取締役副社長 CSR担当、コンプライアンス推進担当、IR担当
2014年 6 月 当社取締役社長
2019年 6 月 当社取締役社長 社長執行役員

現在にいたる

取締役候補者とした理由

佐竹勤氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、広報部門や企画部門を中心とした業務経験を有し、取締役副社長（CSR担当、コンプライアンス推進担当、IR担当）を務めるなど、経営全般に精通しております。2014年6月から当社取締役社長を、2019年6月から取締役社長 社長執行役員を務め、親会社や当社における業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

おお た よしはる

太田 良治

(1956年1月18日生)

所有する当社の株式数：10,538株



再 任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1978年 4 月 当社入社
2011年 6 月 当社執行役員 営業本部電気設備部長
2014年 6 月 当社取締役 情報通信本部長
2015年 6 月 当社常務取締役 営業本部副本部長兼情報通信本部長
2017年 6 月 当社専務取締役 営業本部長、企業倫理担当
2018年 4 月 当社取締役副社長 営業本部長、企業倫理担当
2019年 6 月 当社取締役 副社長執行役員 営業本部長、企業倫理担当

現在にいたる

取締役候補者とした理由

太田良治氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員営業本部電気設備部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2014年6月から取締役を、2019年6月から取締役 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 3

おいかわ まさひろ

及川 昌洋

(1957年3月14日生)

所有する当社の株式数：2,500株



再任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年 4 月 東北電力株式会社入社
2013年 6 月 同社仙台営業所長
2015年 6 月 同社グループ事業推進部付 会津碓子株式会社取締役社長
2016年 6 月 同社執行役員待遇 会津碓子株式会社取締役社長
2017年 6 月 当社専務取締役 電力本部長
2019年 6 月 当社取締役 専務執行役員 電力本部長
2019年12月 当社取締役 専務執行役員 電力インフラ本部長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

及川昌洋氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、会津碓子株式会社の取締役社長を務めるなど、経営全般に精通しております。2017年6月から当社専務取締役を、2019年6月から取締役 専務執行役員を務め、親会社や当社ならびに会津碓子株式会社における業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

こばやし いくみ

小林 郁見

(1959年1月24日生)

所有する当社の株式数：4,900株



再任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社安全衛生・品質管理部長
2015年 6 月 当社執行役員 営業本部営業企画部長
2016年 6 月 当社上席執行役員 営業本部営業企画部長
2017年 6 月 当社常務取締役 営業本部副本部長兼東京本部長
2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 営業本部副本部長兼情報通信本部長兼営業企画部長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

小林郁見氏は、当社に入社以来、営業企画部門や経営企画部門を中心とした業務経験を有し、上席執行役員営業本部営業企画部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2017年6月から常務取締役を、2019年6月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

お が さ わ ら た つ じ
小笠原 達治

(1957年7月21日生)

所有する当社の株式数：7,600株



再 任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社経理部長
2016年 6 月 当社執行役員 経理部長
2017年 6 月 当社常務取締役 I R 担当
2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 I R 担当

現在にいたる

取締役候補者とした理由

小笠原達治氏は、当社に入社以来、経理部門を中心とした業務経験を有し、執行役員経理部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2017年6月から常務取締役を、2019年6月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 6

いな づ ま ひ で と し
稲妻 英俊

(1959年2月6日生)

所有する当社の株式数：3,600株



再 任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1981年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社営業本部営業部長
2015年 6 月 当社執行役員 営業本部営業部長
2016年 6 月 当社上席執行役員 宮城支社長
2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 営業本部副本部長兼東京本部長

現在にいたる

取締役候補者とした理由

稲妻英俊氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、上席執行役員宮城支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。2019年6月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

すがわら かずなり

菅原 一成

(1960年1月31日生)

所有する当社の株式数：1,000株

**略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）**

1982年 4 月 東北電力株式会社入社
2014年 6 月 同社グループ事業推進部付 TDGビジネスサポート株式会社
2017年 6 月 同社考査室長
2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員

現在にいたる

再 任

取締役候補者とした理由

菅原一成氏は、当社の親会社東北電力株式会社に入社以来、経理部門を中心とした業務経験を有し、考査室長を務めるなど、経営全般に精通しております。2019年6月から当社取締役 常務執行役員を務め、親会社や当社における業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

は せ がわ ひさあき

長谷川 久晃

(1960年3月23日生)

所有する当社の株式数：6,600株

**略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）**

1982年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社営業本部電気設備部長
2016年 6 月 当社執行役員 営業本部電気設備部長
2017年 6 月 当社執行役員 岩手支社長
2019年 6 月 当社取締役 常務執行役員 岩手支社長

現在にいたる

再 任

取締役候補者とした理由

長谷川久晃氏は、当社に入社以来、電気設備部門を中心とした業務経験を有し、執行役員 岩手支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。2019年6月から当社取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 9

ます こ じ ろ う
増子 次郎

(1955年7月7日生)

所有する当社の株式数：0株



新 任

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1980年 4 月 東北電力株式会社入社
2014年 6 月 同社執行役員 火力原子力本部原子力部長
2015年 6 月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 火力原子力本部原子力部長
2016年 6 月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
2018年 4 月 同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力本部長、QMS 管理責任者
現在にいたる

重要な兼職の状況

東北電力株式会社取締役副社長 副社長執行役員 原子力本部長、QMS 管理責任者

取締役候補者とした理由

増子次郎氏は、当社の親会社東北電力株式会社の取締役副社長 副社長執行役員として、電気事業の経営に携わってきた経験を有し、親会社の経営視点から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、取締役候補者となりました。

候補者番号 10

みつ い せい い ち
三井 精一

(1942年7月11日生)

所有する当社の株式数：8,100株



再 任

社 外

独 立

略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）

1966年 4 月 株式会社振興相互銀行（現 株式会社仙台銀行）入行
2001年 6 月 同行取締役頭取
2010年 6 月 当社監査役（2015年6月退任）
2012年10月 株式会社じもとホールディングス取締役会長（2013年6月退任）
2013年 6 月 株式会社仙台銀行取締役会長
2014年 6 月 同行相談役
2015年 6 月 当社取締役
2019年 6 月 カメイ株式会社社外取締役

現在にいたる

重要な兼職の状況

カメイ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

三井精一氏は、株式会社仙台銀行や株式会社じもとホールディングスの経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号 11

ふく い くに あき
福井 邦顯

(1944年8月19日生)

所有する当社の株式数：500株

**略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）**

1972年 4 月 日本全薬工業株式会社入社
1988年 5 月 同社取締役社長
2008年 5 月 ゼノアックリソース株式会社取締役社長
2009年 5 月 日本全薬工業株式会社取締役会長
2016年 6 月 当社取締役

現在にいたる

再 任

社 外

独 立

重要な兼職の状況

日本全薬工業株式会社取締役会長
ゼノアックリソース株式会社取締役社長

社外取締役候補者とした理由

福井邦顯氏は、動物用医薬品業界のリーディングカンパニーである日本全薬工業株式会社の取締役会長やゼノアックリソース株式会社の取締役社長として経営に携わってきた経験を有し、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけのものとして、引き続き社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三井精一氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年となります。また、同氏は、株式会社仙台銀行の相談役であり、同行は、当社企業グループの主要な借入先の一つであります。また、同氏は、日本全薬工業株式会社の取締役会長およびゼノアックリソース株式会社の取締役社長であります。さらに、当社と同行の間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.01%未満であります。
- また、同氏は、カメイ株式会社の社外取締役であり、当社と同社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.06%未満であります。さらに、当社と同社との間には、物品購入等の取引がありますが、当事業年度における当社の売上原価および販売費及び一般管理費に対する当該取引金額の割合は0.21%未満であります。
3. 福井邦顯氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。また、同氏は、日本全薬工業株式会社の取締役会長およびゼノアックリソース株式会社の取締役社長であり、当社と日本全薬工業株式会社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.01%未満であります。なお、当社とゼノアックリソース株式会社との間には、取引関係はありません。
4. 当社は、三井精一、福井邦顯の両氏を、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。
5. 当社は、三井精一、福井邦顯の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としており、両氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。また、増子次郎氏が原案どおり選任されますと、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役小野寺雄一、山本雄二、山本俊二の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・透明性を確保する観点から、独立社外取締役を含む指名・報酬等諮問委員会において審議しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		本総会時における当社の役職	取締役会への出席率	監査役会への出席率
1	おの でら ゆういち 小野寺 雄一	再任 社外	常勤監査役	100% (8回中8回)	100% (9回中9回)
2	やまもと ゆう じ 山本 雄二	再任	常勤監査役	100% (6回中6回)	100% (7回中7回)
3	やまもと しゅん じ 山本 俊二	再任	監査役	100% (8回中8回)	100% (9回中9回)

(注) 山本雄二氏の取締役会および監査役会への出席率は、2019年6月25日の就任以降に開催された取締役会および監査役会のみを対象としております。

候補者番号 1

おの でら ゆういち

小野寺 雄一

(1957年9月17日生)

所有する当社の株式数：4,402株

**略歴（地位および重要な兼職の状況）**

1980年 4 月 東北電力株式会社入社
2013年 6 月 同社グループ事業推進部付 常磐共同火力株式会社常務取締役
2014年 9 月 常磐共同火力株式会社常務取締役（2017年6月退任）
2017年 6 月 当社常勤監査役

現在にいたる

再 任

社 外

社外監査役候補者とした理由

小野寺雄一氏は、当社の親会社東北電力株式会社や常磐共同火力株式会社における豊富な業務経験や卓越した見識をもって、客観的・中立的な監査にあたっていただけるものとして、引き続き社外監査役候補者いたしました。

候補者番号 2

やまもと ゆうじ

山本 雄二

(1958年11月12日生)

所有する当社の株式数：5,300株

**略歴（地位および重要な兼職の状況）**

1982年 4 月 当社入社
2014年 6 月 当社業務監査部長
2016年 6 月 当社執行役員 山形支社長
2019年 6 月 当社常勤監査役

現在にいたる

再 任

監査役候補者とした理由

山本雄二氏は、当社に入社以来、人事労務部門を中心とした業務経験を有し、執行役員山形支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。2019年6月から常勤監査役を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般・監査全般に関する知見を有していることから、引き続き監査役候補者いたしました。

候補者番号 **3**

やまもと しゅんじ

山本 俊二

(1956年12月19日生)

所有する当社の株式数：4,000株



再 任

略歴（地位および重要な兼職の状況）

1979年 4 月 東北電力株式会社入社

2013年 6 月 同社常務取締役

2015年 6 月 同社常務取締役 支店統轄

2015年 6 月 当社監査役

2017年 7 月 東北電力株式会社常務取締役 ビジネスサポート本部長、支店統轄

2018年 4 月 同社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部長、原子力本部副本部長

2020年 4 月 同社取締役副社長 副社長執行役員 コンプライアンス推進担当、ビジネスサポート本部長

現在にいたる

重要な兼職の状況

東北電力株式会社取締役副社長 副社長執行役員 コンプライアンス推進担当、ビジネスサポート本部長

監査役候補者とした理由

山本俊二氏は、当社の親会社東北電力株式会社の取締役副社長 副社長執行役員として、電気事業の経営に携わってきた経験を有し、親会社の経営視点から、豊富な経験や卓越した見識を当社経営に活かしていただけるものとして、引き続き監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野寺雄一氏が、常磐共同火力株式会社取締役として在任中、同社は、勿来発電所の排出ガス量データを改ざんし、虚偽報告を行っていたとして、2016年2月に、福島県およびいわき市から厳重注意を受け、再発防止対策の実施状況等について定期的に報告するよう指示を受けました。また、同社は、2016年5月に、本件に関して関東東北産業保安監督部東北支部から厳重注意を受けました。
3. 小野寺雄一氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年になります。
4. 当社は、小野寺雄一、山本雄二、山本俊二の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としており、3氏の選任についてご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。

〈ご参考〉

【取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針】

当社は、地域・社会との深い信頼関係を築きながら、日常の生活を支えるライフラインのトータルサポーターとして、持続的発展と企業価値の向上に努めていくこととしております。この方向性のもとで事業運営を適正に遂行していくため、取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針を以下のとおりとしております。

- ・人格、見識、能力、経験、倫理観などから、当社の役員として相応しい人物を候補者とする。
- ・社外取締役候補者および社外監査役候補者は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を判断する。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、社外役員の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断しております。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い見識をもとに、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現をはかれるかどうかを重視しております。また、社外監査役の選任に当たっては、社外監査役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験と卓越した見識をもって客観的・中立的な監査を実施できるかどうかを重視しております。

〔当社における社外役員の独立性判断要件〕

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立役員としております。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④最近において上記①、②または③に掲げる者に該当していた者
- ⑤就任の前10年以内のいずれかの時において次のaからcまでのいずれかに該当していた者
 - a. 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - b. 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - c. 当社の兄弟会社の業務執行者
- ⑥次のaからfまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - a. 上記①から⑤までに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - d. 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - e. 当社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 最近において前b、cまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直し等を背景に緩やかな回復を続けておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、景気は厳しい状況となりました。

建設業界においては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資は高水準の企業収益を背景に増加基調で推移したものの、受注競争の激化やオリンピック需要の増加などによる労務費・資材費の上昇傾向が続きました。

このような状況のもと、当社は、中期経営方針に基づき、関東圏での収益拡大、リニューアル営業の強化、海外事業の強化を柱に事業を展開してまいりました。

具体的には、関東圏においては、営業・施工体制の強化などにより、電気設備・空調管設備工事の一括受注に取り組み、品質の確保、生産性の向上等による収益の拡大をはかってまいりました。

リニューアル工事については、施工物件の履歴情報活用などにより、時宜を得たお客さまへの提案、ワンストップでのサービス提供などによる受注拡大に注力してまいりました。

海外事業においては、ベトナム事業の再強化として現地社員の育成に注力するとともに、ベトナム周辺国へ事業を展開するなど、事業基盤の拡大に取り組んだほか、セネガル共和国において、政府開発援助（ODA）による送配電工事を施工しております。

また、再生可能エネルギーについては、メガソーラー関連工事とともに、今後増加する東北地域における風力発電工事への積極的な営業活動展開で、受注の拡大に取り組んでおります。

こうした収益力の強化に向けた取り組みに加え、働き方改革の一環としてIT環境の整備や業務の見直し等による生産性の向上をはかるなど、業務負担の低減と効率的な業務運営を両立させる基盤づくりに取り組んでいるところであります。

さらに、地震や台風等の自然災害発生時には、速やかに社内体制を整え、電力ならびにお客さま設備の迅速な復旧に尽力いたしました。

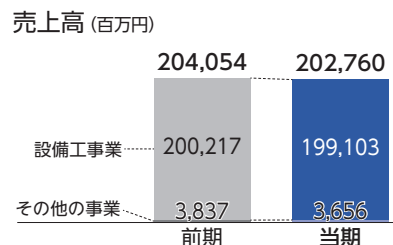
このような諸施策を展開いたしました。電力工事の受注工事量が減少したことなどにより、当期の連結売上高は2,027億6千万円（前年比0.6%減）となりました。

また、利益面については、売上高の減少に加え、IT環境の整備に向けた情報システム関連費用が増加したことなどにより、連結営業利益は67億6千2百万円（前年比28.0%減）、連結経常利益は73億3千8百万円（前年比27.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は44億7千万円（前年比32.6%減）となりました。

a. 企業グループの当期売上高

(単位：百万円)

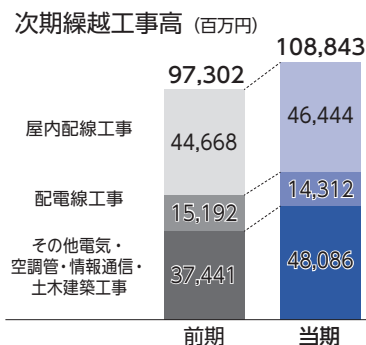
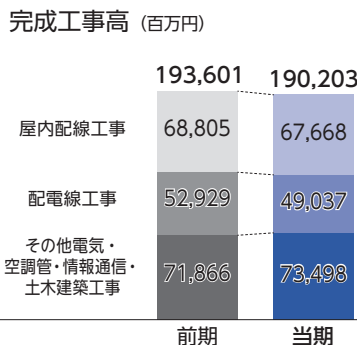
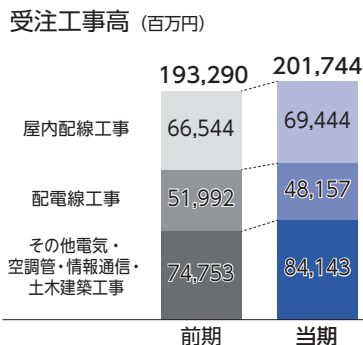
区 分	当期売上高
設 備 工 事 業	199,103
そ の 他 の 事 業	3,656
合 計	202,760



b. 当社の当期受注工事高・完成工事高および繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
屋 内 配 線 工 事	44,668	69,444	67,668	46,444
配 電 線 工 事	15,192	48,157	49,037	14,312
その他電気・空調管・ 情報通信・土木建築工事	37,441	84,143	73,498	48,086
合 計	97,302	201,744	190,203	108,843



(2) 対処すべき課題

わが国経済の先行きは、世界的に新型コロナウイルス感染症が日を迫うごとに深刻さを増し、政府による緊急事態宣言が発出されるなど、国内外の経済活動の停滞が懸念され、厳しい状況が続くことが見込まれます。

建設業界においても、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きの不透明さが増しております。また、電力会社の法的分離の影響やデジタル・イノベーションの進展など、経営環境の変化が想定されます。

このような経営環境のもと、当社は、これまでの事業戦略をベースとした2020～2024年度の5か年を対象期間とする新たな中期経営方針を策定いたしました。

本方針では、中期基本目標に「能動的な行動と変革への挑戦で新たな時代を築く」を掲げ、成長に向けた諸課題に対し、一人ひとりが考え、能動的に行動するとともに、当社企業グループが一丸となり変革に挑戦し、スピード経営と総合力を発揮することで新たな時代を築いてまいります。

また、定量目標達成に向けて鋭意取り組んでいくことに加え、新たに成長戦略に基づく投資枠を設定し、事業基盤の強化を積極的にはかってまいります。

さらに、主要課題に対応する経営の基本姿勢などに基づく4つの主要施策（力点）に、スピード感をもって取り組み、一人ひとりの高い意識と行動力を原動力として、目標達成に注力してまいります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本年2月、社長を本部長とする「危機管理対策本部」を設置し、感染の予防・拡大防止、社員の安全確保、事業継続への影響などについて、対策を検討・実施しております。引き続き、大規模自然災害やパンデミック等への対応に係る課題の再検証を行うなど、当社企業グループにおけるBCP（事業継続計画）のさらなる強化に取り組むとともに、お客さまのBCPを支援してまいります。

今後とも、株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020年度中期経営方針（2020～2024年度）

中期基本目標

能動的な行動と変革への挑戦で新たな時代を築く
～環境変化への適応とスピードある経営の実現～

定量目標（2024年度）

連 結		個 別	
売上高 2,200 億円	営業利益 90 億円	売上高 2,100 億円	営業利益 80 億円

成長戦略に基づく投資枠

5年間で
300億円

主要施策（力点）

力点 1	グループ大での「安全・品質・信頼」の共有と実践
力点 2	地域との信頼関係強化と事業環境変化への対応 ◎東北・新潟のお客さまとの信頼関係維持・強化をベースとした事業展開 ◎東北電力の法的分離などに対応した電力インフラ本部の収益確保
力点 3	成長分野への展開加速による企業価値の向上
力点 4	成長を支える人財の育成と業務変革の継続 ◎成長を支える人財の育成と施工体制の構築 ◎業務変革の継続による競争力強化と働き方改革への対応

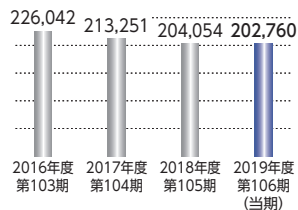
(3) 財産および損益の状況の推移

a. 企業グループの財産および損益の状況の推移

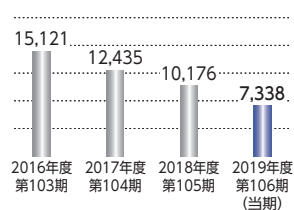
(単位：百万円)

区 分	2016年度 第103期	2017年度 第104期	2018年度 第105期	2019年度 第106期 (当期)
売上高	226,042	213,251	204,054	202,760
経常利益	15,121	12,435	10,176	7,338
親会社株主に帰属 する当期純利益	10,118	8,378	6,631	4,470
1株当たり当期純利益	127円23銭	118円69銭	92円73銭	62円51銭
総資産	190,390	191,201	195,444	197,050
純資産	109,601	110,490	115,608	118,734

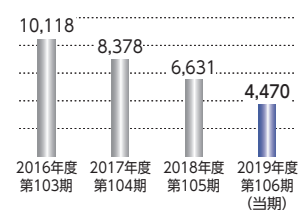
売上高 (百万円)



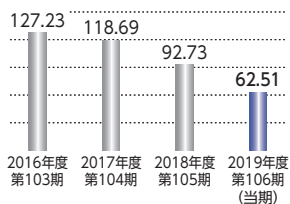
経常利益 (百万円)



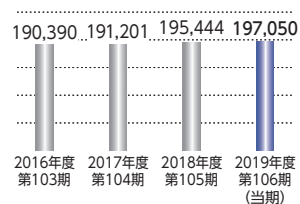
親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



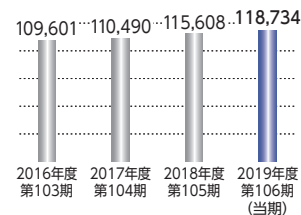
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)

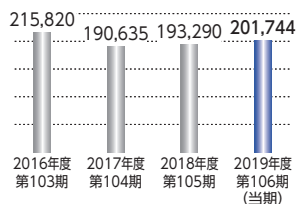


b. 当社の財産および損益の状況の推移

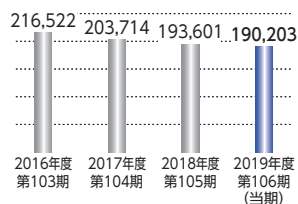
(単位：百万円)

区 分	2016年度 第103期	2017年度 第104期	2018年度 第105期	2019年度 第106期 (当期)
受 注 工 事 高	215,820	190,635	193,290	201,744
完 成 工 事 高	216,522	203,714	193,601	190,203
経 常 利 益	13,046	10,692	8,501	6,078
当 期 純 利 益	8,775	7,333	5,649	3,793
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	110円35銭	103円88銭	79円00銭	53円04銭
総 資 産	168,996	168,093	170,191	172,988
純 資 産	98,026	97,023	101,101	103,358

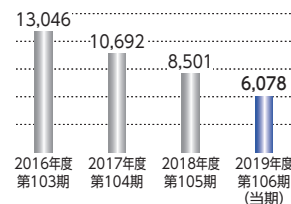
受注工事高 (百万円)



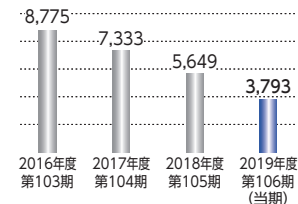
完成工事高 (百万円)



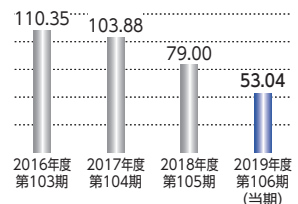
経常利益 (百万円)



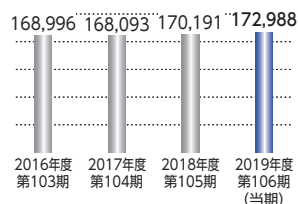
当期純利益 (百万円)



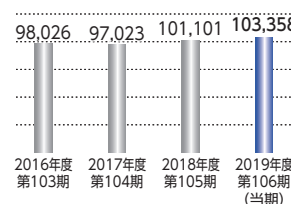
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



(4) 設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資額は、43億3千8百万円であります。その主なものは、子会社である株式会社ニューリースのリース資産取得などであります。なお、リース資産取得に伴う資金は、長期借入金にて充当たしました。長期借入金による資金調達額は、27億4千万円となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

a. 親会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当該会社の当社に対する 出資比率 (%)	事 業 内 容
東 北 電 力 株 式 会 社	251,441	41.41 (41.81)	電 気 事 業

(注) 1. () 内は、間接所有の割合を含めた出資比率であります。

2. 東北電力株式会社は、電気事業法の改正に伴い、2020年4月から送配電部門を東北電力ネットワーク株式会社として分社しております。

b. 親会社との取引に関する事項

(a) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である東北電力株式会社から、配電線および送電線工事などを受注・施工しておりますが、同社との取引条件については市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定しております。なお、電気事業法の改正による同社の送配電部門の法的分離に伴い、2020年4月から東北電力ネットワーク株式会社との取引が発生し、その取引条件についても市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定しております。また、当該取引を「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に基づき、適正に実施しており、その実施状況を取締役会において、監視しております。

(b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、当該取引の取引条件が上記 (a) のとおりであり、かつ親会社とは人的・資本的関係があるものの、当社の事業運営にあたって独自の経営判断を妨げるほどのものではないことから、一定の独立性は確保されていると認識しており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

なお、親会社との重要な利益相反取引や異例な取引については、独立社外取締役が半数以上を占める指名・報酬等諮問委員会などにおいて審議・検討を行う仕組みを導入することを検討しております。

(c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

c. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の当該会社に対する 出資比率 (%)	事 業 内 容
株 式 会 社 ト ー ク ス	90百万円	100.00	警 備 業 ・ 不 動 産 業
株 式 会 社 ニ ュ ー リ ー ス	50	100.00	リ ー ス 業
株 式 会 社 ユ ー ト ス	35	100.00	設 備 工 事 業
株式会社ユアテックサービス	20	100.00	設 備 工 事 業
株式会社ユアテック宮城サービス	30	100.00	設 備 工 事 業
株 式 会 社 テ ク ス 福 島	28	100.00	設 備 工 事 業
グリーンリサイクル株式会社	100	100.00	廃 棄 物 処 理 業
株式会社アクアクララ東北	50	90.00	清 涼 飲 料 製 造 業
株式会社ユアソーラー富谷	100	95.00	電 気 事 業
株式会社ユアソーラー保原	35	100.00	電 気 事 業
株式会社ユアソーラー蔵王	10	90.00	電 気 事 業
株式会社ユアテック配電テクノ	30	100.00	設 備 工 事 業
株式会社ユアテック関東サービス	60	100.00	設 備 工 事 業
有限会社ユアテックベトナム	10万USドル	100.00	設 備 工 事 業

(注) 1. 2019年7月1日付にて、宮城電設株式会社を存続会社、株式会社テクス宮城、株式会社大雄電工を消滅会社とする吸収合併を行うとともに、宮城電設株式会社の商号を株式会社ユアテック宮城サービスに変更いたしております。

2. 2019年7月1日付にて、株式会社ユアソーラー蔵王の株式を一部譲渡したことに伴い、当社の当該会社に対する出資比率は90.00%となっております。

(6) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

企業グループは、主な事業内容として、設備工事業、警備業、不動産業、リース業、廃棄物処理業、清涼飲料製造業、電気事業等を営んでおります。

なお、当社は建設業法により特定建設業者（（特－29）第1902号）および一般建設業者（（般－29）第1902号）として国土交通大臣許可を受け、屋内電気設備工事・配電線工事・送電線工事・発電設備工事など電気工事全般、空調設備工事および給排水・衛生設備工事など管工事全般、情報通信（電気通信）工事ならびに土木・建築工事を請負施工しております。また、これらの事業のほかに測量・測水および地質調査ならびに電気機械器具および工事材料の販売を行っております。

(7) 主要拠点（2020年3月31日現在）

a. 当 社

名 称				所 在 地			
本		社		宮	城	県	仙 台 市
東	京	本	部	東	京	都	千 代 田 区
青	森	支	社	青	森	県	青 森 市
岩	手	支	社	岩	手	県	盛 岡 市
秋	田	支	社	秋	田	県	秋 田 市
宮	城	支	社	宮	城	県	仙 台 市
山	形	支	社	山	形	県	山 形 市
福	島	支	社	福	島	県	福 島 市
新	潟	支	社	新	潟	県	新 潟 市
北	海	道	支	北	海	道	札 幌 市
東	京	支	社	東	京	都	千 代 田 区
横	浜	支	社	神	奈	川	県 横 浜 市
大	阪	支	社	大	阪	府	大 阪 市

（注） 上記のほか、営業所等が68箇所あります。

b. 重要な子会社の本社所在地

会 社 名	本 社 所 在 地
株 式 会 社 ト ー ク ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ニ ュ ー リ ー ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ユ ー ト ス	宮 城 県 岩 沼 市
株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク サ ー ビ ス	山 形 県 山 形 市
株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク 宮 城 サ ー ビ ス	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 テ ク ス 福 島	福 島 県 郡 山 市
グ リ ー ン リ サ イ ク ル 株 式 会 社	宮 城 県 富 谷 市
株 式 会 社 ア ク ア ク ラ ラ 東 北	宮 城 県 仙 台 市
株 式 会 社 ユ ア ソ ー ラ ー 富 谷	宮 城 県 富 谷 市
株 式 会 社 ユ ア ソ ー ラ ー 保 原	福 島 県 伊 達 市
株 式 会 社 ユ ア ソ ー ラ ー 蔵 王	宮 城 県 刈 田 郡 蔵 王 町
株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク 配 電 テ ク ノ	新 潟 県 三 条 市
株 式 会 社 ユ ア テ ッ ク 関 東 サ ー ビ ス	埼 玉 県 川 口 市
有 限 会 社 ユ ア テ ッ ク ベ ト ナ ム	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

a. 企業グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数			前期末比増減
	設備工事業	その他の事業	合 計	
男 性	4,013 名	375 名	4,388 名	△14 名
女 性	389	58	447	3
合 計	4,402	433	4,835	△11

b. 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	3,468 名	△30 名	41.7 歳	19.1 年
女 性	279	1	40.8	18.7
合 計	3,747	△29	41.6	19.1

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

企業グループの主要な借入先、借入金残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社七十七銀行	2,004
株式会社みずほ銀行	1,250
株式会社仙台銀行	674
株式会社東邦銀行	670
株式会社三菱UFJ銀行	390

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 160,000,000株

(2) 発行済株式の総数 72,224,462株

(3) 株主数 5,743名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
東北電力株式会社	29,915	41.83
ユアテック従業員持株会	5,685	7.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,915	2.67
日本生命保険相互会社	1,381	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,259	1.76
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,251	1.74
GOVERNMENT OF NORWAY	969	1.35
株式会社七十七銀行	942	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	723	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	695	0.97

(注) 1. 当社は自己株式711千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
また、持株比率も自己株式を控除して計算しております。

2. 上記株主名の表記は、総株主通知に基づいて記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
佐 竹 勤	取締役社長 社長執行役員	
太 田 良 治	取締役 副社長執行役員（営業本部長、 企業倫理担当）	
及 川 昌 洋	取締役 専務執行役員（電力インフラ本部長）	
小 林 郁 見	取締役 常務執行役員（営業本部副本部長 兼情報通信本部長 兼営業企画部長）	
小笠原 達 治	取締役 常務執行役員（I R 担当）	
稲 妻 英 俊	取締役 常務執行役員（営業本部副本部長 兼 東 京 本 部 長）	
菅 原 一 成	取締役 常務執行役員	
長谷川 久 晃	取締役 常務執行役員（岩手支社長）	
樋 口 康二郎	取締役	東北電力株式会社取締役副社長 副社長執行役員
三 井 精 一	取締役	カメイ株式会社社外取締役
福 井 邦 顕	取締役	日本全薬工業株式会社取締役会長 ゼノアックリソース株式会社取締役社長
小野寺 雄 一	常勤監査役	
山 本 雄 二	常勤監査役	
山 本 俊 二	監査役	東北電力株式会社取締役 常務執行役員
小 野 浩 一	監査役	弁護士 東二番丁通法律事務所代表
高 浦 康 有	監査役	東北大学大学院経済学研究科准教授

- (注) 1. 当社は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において、役付執行役員制度（社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員）を新設いたしました。
2. 取締役社長佐竹勤、取締役太田良治、取締役及川昌洋は、いずれも代表取締役であります。
3. 取締役および監査役は、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会において選任されたものであります。
- ただし、監査役山本俊二は、2016年6月24日開催の第102回定時株主総会において、常勤監査役小野寺雄一は、2017年6月27日開催の第103回定時株主総会において、監査役高浦康有は、2018年6月26日開催の第104回定時株主総会において選任されたものであります。
4. 取締役三井精一、取締役福井邦顕は、いずれも社外取締役であります。
5. 常勤監査役小野寺雄一、監査役小野浩一、監査役高浦康有は、いずれも社外監査役であります。

6. 取締役三井精一、取締役福井邦顯、監査役小野浩一、監査役高浦康有は、いずれも株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
7. 常務取締役丸山稔、常務取締役渡辺洋一、常務取締役中山哲克、取締役坂本光弘は、いずれも2019年6月25日退任いたしました。
8. 当事業年度中に辞任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況	辞 任 日
加 藤 裕 之	常勤監査役	—	2019年6月25日
樋 口 康二郎	取 締 役	東北電力株式会社取締役副社長 副社長執行役員	2020年3月31日

9. 2019年12月1日付にて、取締役の地位および担当が次のとおり異動しております。

氏 名	地位および担当	
	変更前	変更後
及 川 昌 洋	取締役 専務執行役員（電力本部長）	取締役 専務執行役員（電力インフラ本部長）

10. 取締役三井精一は、株式会社仙台銀行の相談役であります。同行は、当社企業グループの主要な借入先の一つであります。当事業年度末日における当社の連結総資産に対する同行からの借入金残高の割合は0.35%未満であります。また、当社と同行との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.01%未満であります。

さらに、同氏は、2019年6月27日カメイ株式会社の社外取締役に就任いたしました。当社と同社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.06%未満であります。また、当社と同社との間には、物品購入等の取引がありますが、当事業年度における当社の連結売上原価および販売費及び一般管理費に対する当該取引金額の割合は0.21%未満であります。

11. 取締役福井邦顯は、日本全薬工業株式会社の取締役会長およびゼノアックリソース株式会社の取締役社長であります。当社と日本全薬工業株式会社との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.01%未満であります。なお、当社とゼノアックリソース株式会社との間には、取引関係はありません。
12. 監査役山本俊二は、東北電力株式会社における経理部門を中心とした業務経験を有し、執行役員経理部長を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
13. 監査役小野浩一は、東二番丁通法律事務所の代表を務める弁護士であり、企業法務に精通しております。また、当社と同事務所との間には、取引関係はありません。
14. 監査役高浦康有は、東北大学大学院経済学研究科の准教授であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社と同大学との間には、工事請負契約等の取引関係がありますが、当事業年度における当社の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.03%未満であります。
15. 2020年4月1日付にて、監査役の重要な兼職の状況が次のとおり異動しております。

氏 名	重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
山 本 俊 二	東北電力株式会社取締役 常務執行役員	東北電力株式会社取締役副社長 副社長執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役	15名	193百万円
監 査 役	6名	41百万円
合 計	21名	235百万円

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名ならびに2020年3月31日をもって退任した取締役1名に対して支給した報酬等を含んでおります。
2. 上記のうち、社外役員（社外取締役および社外監査役）に対する報酬等の総額は5名30百万円であります。
3. 上記のほか、2019年6月25日開催の第105回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 4名 51百万円
- (2018年6月26日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含む)

(4) 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会への 出席回数(出席率)	監査役会への 出席回数(出席率)	取締役会等における発言その他の活動状況
三 井 精 一 (取 締 役)	8回中8回 (100%)	－ (－)	金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
福 井 邦 顕 (取 締 役)	8回中8回 (100%)	－ (－)	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
小野寺 雄 一 (監 査 役)	8回中8回 (100%)	9回中9回 (100%)	親会社における豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
小 野 浩 一 (監 査 役)	8回中7回 (88%)	9回中9回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。
高 浦 康 有 (監 査 役)	8回中8回 (100%)	9回中9回 (100%)	大学准教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

a. 当社が支払うべき報酬等の額	50百万円
b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記 a. の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する有限会社ユアテックベトナムは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人から、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、当社子会社の連結決算処理等に関する助言・指導を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案して、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項および当該体制の運用状況

当社は、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり決議しております（最終改定：2020年3月24日）。

なお、2019年7月30日開催の取締役会において、役付執行役員制度の新設ならびに常務会の廃止および経営戦略会議の設置を踏まえた改正を決議しております。

【業務の適正を確保するための体制に関する基本方針】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会の一員として、法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し、社会的責任を果たす。

取締役会を、会社法および社内規程に基づき、必要に応じて開催する。取締役会では、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行につき相互に監督する。また、取締役会は取締役および執行役員から業務執行状況の報告を受ける。

経営戦略会議を、原則として毎週開催し、取締役会決議に基づき、全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

東北電力グループ行動指針を踏まえて当社の企業行動指針を策定し、取締役は本指針を率先垂範するとともに、自らの役割として指針の精神の徹底に努める。また、社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を設置するとともに、企業倫理担当役員を置き、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。さらに、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

今後の海外事業の展開に伴い、国内のみならず海外の事業活動においても、企業倫理・法令遵守を推進する。

ディスクローチャーポリシーを制定し、情報管理・情報提供体制の整備・明確化をはかり、適正に運用する。

なお、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。

内部監査部門を設置し、当社業務の有効性・効率性および法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長執行役員および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務の執行に係る文書、電磁的情報その他の情報について、社内規程に基づき、適切に管理・保存し、必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連する社内規程に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応する。

定期的に事業活動に係るリスクの抽出・評価を行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、その対策等を毎年度の各部門が策定する事業計画に織り込み、管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

当社経営に重大な影響を及ぼす各種の危機に対処し、危機の未然防止または危機が発生した場合の被害を最小限度にとどめるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。

自然災害に係るリスクについては、社内規程を定めるとともに、災害を想定した訓練を行う等、リスク発生に備える。

また、安全・施工品質管理体制を確立するとともに、社員の安全・施工品質に関する意識を高め、労働災害の未然防止と施工品質の確保をはかるため社内規程を定め、社内委員会を設置する。

そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす、不良債権の発生を防止する。

リスク管理の状況については、必要に応じて、経営戦略会議等を通じて取締役へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、その決議をもって執行役員を選任し、執行役員は、取締役会決議に基づき、当社の業務執行を行う。その際、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営戦略会議や社内会議体の活用、業務の見直しや労働環境の整備等により、効率的な業務執行を行う。

執行役員は、その職務の執行を効率的に行うため、次の措置を講じる。

- a. 経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに、経営に関する重要な計画のほか、各種計画を策定し、業務執行における重点施策、目標を明確化するとともに、実施結果の評価を行う。
- b. 業務執行は、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て行う。
- c. 取締役会等諸会議における報告、使用人との意見交換、お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により、経営に関わる情報を収集し、職務の執行に反映する。

内部監査部門は、効率的な業務執行がなされるよう内部監査を実施するとともに、その結果を社長執行役員および取締役会に報告する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は、執行役員の指揮命令のもと、企業行動指針等の規範を遵守し、組織および職務権限に関する規程に基づき、職務の執行を行う。

使用人の職務の執行は、業務執行の決定手続きや報告等を通じて、取締役および執行役員の監督を受ける。

企業倫理委員会を設置し、企業行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。また、企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護をはかりながら相談案件の調査を行い、企業倫理委員会および取締役会へ定期的に報告等を行う。

今後の海外事業の展開に伴い、海外の事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。

内部監査部門は、使用人の企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施するとともに、その結果を社長執行役員および取締役会に報告する。

(6) 当社ならびに親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め、グループ会社各社に対し、重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施する。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程を定め、グループ会社各社に対し、経営に関する重要な計画を策定させるとともに、主要な会社から定期的に計画の進捗状況の報告を受け、各社におけるリスクについて把握する。

当社は、グループ会社各社に対し、事前協議および報告を通じて把握した各社の重要なリスクへの対応について、指導・助言を実施する。

また、当社のグループ会社管理部門または関係各部門は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、経営戦略会議等に報告する。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、企業グループ経営に関する重要計画の周知やグループ会社連絡会の開催等、企業グループ経営を推進する。

当社は、グループ会社各社に対し、業務執行にあたっては、社内会議体を活用する等効率的に行うとともに、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て業務執行を行うよう、適宜、指導・助言を実施する。

d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ会社各社に対し、東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の企業行動指針を策定する等、法令と法の本質の遵守を徹底するよう、適宜、指導・助言を実施する。

また、当社は、各社の企業倫理・法令遵守の状況について、適宜、把握するとともに、各社の企業倫理・法令遵守の担当責任者に対する指導・助言等により企業倫理・法令遵守の徹底をはかる。

当社の企業倫理相談窓口は、グループ会社各社の取締役、監査役および使用人からの相談も受け付ける。また、相談案件の処理状況を企業倫理委員会および取締役会に報告する。

e. その他当社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
内部監査部門は、グループ会社各社における内部監査の状況を勘案し、主要な会社については必要に応じて直接内部監査を実施する。

f. 親会社等との取引における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社等との取引について、必要な手続きを経て内容の妥当性を判断の上、適正に実施する。重要な取引や異例な取引については取締役への決定手続きを行い、承認を得る。

当社は、当社およびグループ会社各社における企業倫理・法令遵守およびリスク管理上重要な事項について、親会社へ報告または協議し、適切な対応に努める。

当社は、親会社の内部監査部門の内部監査を受け入れ、企業倫理・法令遵守に関する課題、問題の把握に努める。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする組織を設置し、専属の使用人を置く。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する組織の職務は監査補助に限定し、同組織に所属する使用人を監査補助以外の業務には従事させない。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する組織に所属する使用人は監査役の直轄下に置き、同組織に所属する使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議する。

(10) 監査役への報告に関する体制

a. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員および使用人は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査役に報告する。

取締役、執行役員および使用人は、監査役が監査のために報告を求めた場合は、これに応じる。

また、企業倫理相談窓口に対する取締役、執行役員および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

b. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役、執行役員および使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生および企業倫理・法令違反について、監査役に報告する。

また、当社の企業倫理相談窓口に対するグループ会社各社の取締役、監査役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

(11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

また、グループ会社各社に対し、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう、徹底する。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには、当該請求に係る費用が職務の執行に必要なと判断される場合を除き、これに応ずる。

(13) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、経営戦略会議等重要な諸会議に出席するとともに、当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。

代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、定期的に会合を持つ。

監査役職務の監査成果を高めるため、内部監査部門は、内部監査の結果を監査役に情報提供する。

【業務の適正を確保するための体制に関する運用状況（概要）】

（1）職務執行の適正性および効率性の確保に係る取り組みの状況

当社は、会社法および社内規程に基づき取締役会を適宜開催し、業務執行上の重要事項を決議するとともに、業務執行状況の報告を行っております。また、経営戦略会議を原則毎週開催して、取締役会において審議される事案を事前に協議し、取締役および執行役員の職務執行の適正性・効率性確保に努めております。

当社は、「ユアテック成長戦略2020ビジョン」や「中期経営方針」を踏まえ、中期的な計画を策定し、PDCAサイクルを的確に展開して効率的な業務運営に努めております。

経営層による事業所訪問を実施し、当社を取り巻く事業環境や経営の方向性、労働環境の改善、ユアテック安全文化の構築などの諸課題について対話を行い、理解の浸透・共有化をはかっております。

労働環境の改善については、社長執行役員を委員長とする「働き方改革推進委員会」において、労働時間管理の適正化および業務改善や効率化の推進、労働意識の改革などの取り組みを進めております。

なお、内部監査部門は、年度計画に基づき業務全般にわたる内部監査を実施し、その結果を定期的に社長執行役員および取締役会に報告しております。

（2）企業倫理・法令遵守に係る取り組みの状況

当社は、「ユアテック企業行動指針」を制定するとともに、社長執行役員を委員長とする「企業倫理委員会」において、年度ごとに「企業倫理活動基本計画」を策定し、企業倫理担当役員を中心に企業倫理・法令遵守活動を推進しております。10月に実施する「ユアテック企業倫理月間」では、各種啓発活動等の企業グループ一体となった活動を展開しております。

また、「企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口を社内外に設置し、取引先にも内部通報窓口への受付を周知するなど、企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反行為などの早期発見と是正に努めております。

さらに、職場での自律的活動の推進などにより、企業倫理あるいは法令遵守等の意識の理解・浸透にも努めております。海外の事業活動を含む、企業グループ全体の企業倫理・法令遵守の取り組みの結果については、定期的に取締役会に報告しております。

（3）損失の危険の管理に係る取り組みの状況

当社は、各本部・部門において業務執行に係るリスクの抽出、分析・評価を行い、重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、それぞれの中期計画に織り込み、リスク管理を行っております。

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、最新の危機事例集の情報共有化の取り組みを行うことで、その未然防止をはかるとともに、危機管理規程を定め、危機が発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を確立しております。

自然災害に対するリスクについては、自然災害の発生を想定して定期的に訓練を実施し、社内規程に定める対応体制構築や対応能力の向上に努めるとともに、その適正性についても検証しております。

また、安全・施工品質管理体制を確立するとともに、安全衛生・施工品質向上委員会において、安全文化の構築に向けた諸施策を検討・実施し、労働災害の未然防止と施工品質向上に努めております。

そのほか、社内規程を定め、当社の収益に重大な影響を及ぼす不良債権の発生防止に努めております。

(4) 企業グループにおける業務の適正確保に係る取り組みの状況

当社は、「グループ会社業務規程」および「グループ会社業務取扱要領」を定め、グループ会社各社の重要事項について事前協議および報告を求め、指導・助言を実施しております。定期的に「グループ会社社長会」を開催し、「中期経営方針」等を共有化しております。

また、国内外のグループ会社各社は「危機管理規程」や災害対応マニュアル等を制定し、危機管理・非常災害時の情報連携等の対応体制を整備しております。さらに、「ユアテック企業倫理月間」や、グループ会社各社との連絡会等における各社への支援を通じ、グループの一体感醸成と企業倫理・法令遵守の活動を展開しております。

(5) 監査役監査の実効性確保に係る取り組みの状況

監査役は、取締役会および経営戦略会議等の重要な諸会議に出席しているほか、会社が保存・管理する各種資料の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査などにより、会社の業務執行状況について確認しております。また、当社は「企業倫理相談窓口」等の内部通報窓口の受付・処理状況を定期的に監査役に報告しております。

代表取締役は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、監査役と定期的に会合を持っております。また、内部監査部門では内部監査結果の情報提供を行うなど監査役と連携をはかっております。

監査役の職務を補助する組織として「監査役室」を設置して、専属の使用人を配置しております。なお、この組織は監査役の直轄下に置き、監査役の職務執行に必要な費用については、会社法の定めに基づき対応しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	129,563	流 動 負 債	55,680
現 金 預 金	36,236	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	30,403
預 け 金	11,100	電 子 記 録 債 務	8,923
受取手形・完成工事未収入金等	56,619	短 期 借 入 金	3,070
電 子 記 録 債 権	8,685	未 払 法 人 税 等	2,098
リース債権及びリース投資資産	3,600	工 事 損 失 引 当 金	96
有 価 証 券	5,999	役 員 賞 与 引 当 金	85
未 成 工 事 支 出 金	2,934	災 害 損 失 引 当 金	24
そ の 他	4,518	そ の 他	10,978
貸 倒 引 当 金	△131	固 定 負 債	22,636
固 定 資 産	67,487	長 期 借 入 金	5,428
有 形 固 定 資 産	47,412	再評価に係る繰延税金負債	1,330
建 物 ・ 構 築 物	20,020	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	119
機械・運搬具・工具器具備品	9,067	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,292
土 地	17,920	そ の 他	466
そ の 他	404	負 債 合 計	78,316
無 形 固 定 資 産	1,401	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	18,673	株 主 資 本	120,057
投 資 有 価 証 券	9,960	資 本 金	7,803
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,193	資 本 剰 余 金	7,849
繰 延 税 金 資 産	6,720	利 益 剰 余 金	104,780
そ の 他	1,034	自 己 株 式	△376
貸 倒 引 当 金	△235	その他の包括利益累計額	△1,360
		その他有価証券評価差額金	60
		土 地 再 評 価 差 額 金	△2,129
		為 替 換 算 調 整 勘 定	8
		退職給付に係る調整累計額	700
		非 支 配 株 主 持 分	37
		純 資 産 合 計	118,734
資 産 合 計	197,050	負 債 純 資 産 合 計	197,050

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		202,760
売上原価		177,429
売上総利益		25,330
販売費及び一般管理費		18,568
営業利益		6,762
営業外収益		
受取利息及び配当金	272	
受取賃貸料	280	
その他の	200	753
営業外費用		
為替差損	76	
遊休資産諸費用	44	
その他の	55	177
経常利益		7,338
特別利益		
固定資産売却益	33	
投資有価証券売却益	100	
受取保険金	52	186
特別損失		
減損損失	229	
災害による損失	299	
災害損失引当金繰入額	24	
固定資産撤去費	107	
その他の	95	756
税金等調整前当期純利益		6,768
法人税、住民税及び事業税		2,378
法人税等調整額		△84
当期純利益		4,474
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		4,470

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,803	7,819	101,642	△376	116,889
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		30			30
剰余金の配当			△1,430		△1,430
親会社株主に帰属する当期純利益			4,470		4,470
土地再評価差額金の取崩			97		97
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	30	3,137	△0	3,168
当期末残高	7,803	7,849	104,780	△376	120,057

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	165	△2,031	12	537	△1,316	35	115,608
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							30
剰余金の配当							△1,430
親会社株主に帰属する当期純利益							4,470
土地再評価差額金の取崩							97
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△105	△97	△3	162	△43	1	△42
当期変動額合計	△105	△97	△3	162	△43	1	3,125
当期末残高	60	△2,129	8	700	△1,360	37	118,734

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社

すべての子会社を連結の範囲に含めている。

連結子会社の名称

(株)トークス・(株)ニューリース・(株)ユートス・(株)ユアテックサービス・(株)ユアテック宮城サービス・(株)テクス福島・
グリーンリサイクル(株)・(株)アクアクララ東北・(株)ユアソーラー富谷・(株)ユアソーラー保原・(株)ユアテック配電テクノ・
(株)ユアテック関東サービス・(株)ユアソーラー蔵王・(有)ユアテックベトナム
(株)ユアテック宮城サービスについては、宮城電設(株)を存続会社とし、(株)テクス宮城、(株)大雄電工の3社を合併し、社名を変更している。

2. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上している。

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 …………… 個別法による原価法

材料貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

②工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

⑤災害損失引当金

令和元年東日本台風による被災資産の撤去、修繕等に伴う支出に備えるため、当該費用の見積額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

②消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

③退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

a.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

b.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理している。過去勤務費用は、その発生時に費用処理している。

c.小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっている。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示していた「預け金」（前連結会計年度末 7,300百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記していた営業外費用の「貸倒引当金繰入額」（当連結会計年度 14百万円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「固定資産売却益」（前連結会計年度 2百万円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

前連結会計年度において区分掲記していた特別損失の「固定資産除却損」（当連結会計年度 22百万円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 41,069百万円
2. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は 37百万円である。
3. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。
再評価を行った年月日 2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △3,467百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 工事進行基準による売上高 83,514百万円
2. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 96百万円
3. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 145百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 72,224千株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	715	10.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	715	10.00	2019年9月30日	2019年12月2日
計		1,430			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
 2020年6月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。
- | | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 715百万円 |
| 1株当たり配当額 | 10.00円 |
| 基準日 | 2020年3月31日 |
| 効力発生日 | 2020年6月25日 |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金等による短期的な資金運用を行っているほか、余裕資金を効率的に運用するため、元本を毀損することのない複合金融商品を満期保有目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

また、親会社である東北電力㈱のグループ内における資金の相互融通のため、余裕資金をグループファイナンス事業資金として預け入れしている。

なお、当社の連結子会社における運転資金等の調達については、当社からの貸出及び銀行等からの借入により行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

「預け金」は、東北電力㈱の子会社であるTDGビジネスサポート㈱に対するものであり、契約不履行により生じる信用リスクはほとんどない。

「受取手形・完成工事未収入金等」及び「電子記録債権」は、営業債権であり、取引先の債務不履行リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに期日管理と残高管理を行っている。

「有価証券」は、主に債券及び譲渡性預金であり、取引先の債務不履行リスクを有しているが、信用度の高い金融機関等を取引相手としており、信用リスクはほとんどない。

「流動資産その他 信託受益権」は、リース料債権を原債権として信託された受益権であり、原債務者の債務不履行リスクを有しているが、信用度の高い委託者を選定しており、信用リスクはほとんどない。

「投資有価証券」のうち債券は、主に満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク及び為替の変動リスクを有しているが、社内規程に基づき、資金運用管理委員会において審議及びリスク管理を行っており、取引先の債務不履行に係るリスクはほとんどない。

「投資有価証券」のうちその他有価証券は、主として取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているが、定期的に時価や取引先の財務状況等を把握し、さらに、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

「支払手形・工事未払金等」、「電子記録債務」、「流動負債その他 未払金」及び「流動負債その他 未払消費税等」は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

「短期借入金」及び「長期借入金」は、連結子会社のリース資産取得及び設備建設に必要な資金の調達を目的としている。なお、長期借入金は、その大部分を固定金利で調達しており、金利の変動リスクは限定的である。

「流動負債その他 未成工事受入金」は、工事の完成引渡し完了後に完成工事未収入金と相殺される債務である。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金預金	36,236	36,236	—
(2) 預け金	11,100	11,100	—
(3) 受取手形・完成工事未収入金等	56,619	56,619	—
(4) 電子記録債権	8,685	8,685	—
(5) 有価証券	5,999	5,999	—
(6) 流動資産その他 信託受益権	2,000	2,000	—
(7) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	8,957	8,607	△350
② その他有価証券	581	581	—
負債			
(8) 支払手形・工事未払金等	30,403	30,403	—
(9) 電子記録債務	8,923	8,923	—
(10) 短期借入金 長期借入金（1年以内）	3,070	3,098	28
(11) 流動負債その他			
① 未成工事受入金	1,787	1,787	—
② 未払金	2,892	2,892	—
③ 未払消費税等	3,480	3,480	—
(12) 長期借入金（1年超）	5,428	5,397	△30

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 預け金、(3) 受取手形・完成工事未収入金等、(4) 電子記録債権、(5) 有価証券、

(6) 流動資産その他 信託受益権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 投資有価証券

債券（複合金融商品を含む）は、取引金融機関から提示された価格によっており、その他有価証券は、取引所の価格によっている。

負債

(8) 支払手形・工事未払金等、(9) 電子記録債務、(11) 流動負債その他①未成工事受入金、②未払金、③未払消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(10) 短期借入金 長期借入金（１年以内）、(12) 長期借入金（１年超）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 421百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7) 投資有価証券 ②その他有価証券」には含めていない。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 1,659円 80銭 |
| 2. 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 62円 51銭 |

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部					
流 動 資 産				113,164	流 動 負 債				50,686
現金	預金			28,383	支払手形			2,213	
受取手形				2,085	電子記録債権			8,923	
電子記録債権				8,685	工事未払金			27,801	
完成工事未収入金				52,363	リース債権			1,091	
有価証券				5,999	未払法人税等			1,757	
未成工事支出金				2,756	未成工事受入金			1,621	
その他の当金				13,019	工事損失引当金			96	
貸倒引当金				△129	役員賞与引当金			39	
固 定 資 産				59,824	災害損失引当金			8	
有形固定資産				39,805	その他の			7,132	
建物・構築物				18,871	固 定 負 債				18,943
機械・運搬具				414	リース債権			2,545	
工具器具・備品				767	再評価に係る繰延税金負債			1,330	
土地				16,511	退職給付引当金			14,684	
リース資産				3,075	役員退職慰労引当金			83	
建設仮勘定				165	その他の			300	
無 形 固 定 資 産				446	負 債 合 計				69,630
投資その他の資産				19,572	純 資 産 の 部				
投資有価証券				9,960	株 主 資 本				105,427
関係会社株式				1,702	資 本 金			7,803	
長期貸付金				699	資 本 剰 余 金			7,812	
破産更生債権等				107	資 本 準 備 金			7,812	
長期前払費用				60	その他資本剰余金			0	
繰延税金資産				6,440	利 益 剰 余 金			90,187	
その他の当金				831	利 益 準 備 金			1,088	
貸倒引当金				△231	その他利益剰余金			89,099	
					固定資産圧縮積立金			212	
					別 途 積 立 金			84,200	
					繰越利益剰余金			4,686	
					自 己 株 式			△376	
					評価・換算差額等			△2,069	
					その他有価証券評価差額金			60	
					土地再評価差額金			△2,129	
資 産 合 計				172,988	純 資 産 合 計				103,358
					負 債 純 資 産 合 計				172,988

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		190,203
完 成 工 事 原 価		167,918
完 成 工 事 総 利 益		22,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,287
営 業 利 益		4,997
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	864	
受 取 賃 貸 料	384	
そ の 他	162	1,411
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	175	
為 替 差 損	68	
遊 休 資 産 諸 費 用	44	
そ の 他	41	330
経 常 利 益		6,078
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	102	134
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	39	
減 損 損 失	229	
災 害 に よ る 損 失	319	
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	8	
固 定 資 産 撤 去 費	115	
そ の 他	52	765
税 引 前 当 期 純 利 益		5,448
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,733
法 人 税 等 調 整 額		△79
当 期 純 利 益		3,793

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,803	7,812	－	7,812	1,088	225	81,100	5,313	87,727
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△12		12	－
別途積立金の積立							3,100	△3,100	－
剰余金の配当								△1,430	△1,430
当期純利益								3,793	3,793
土地再評価差額金の取崩								97	97
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	0	0	－	△12	3,100	△626	2,460
当期末残高	7,803	7,812	0	7,812	1,088	212	84,200	4,686	90,187

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△376	102,967	165	△2,031	△1,865	101,101
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△1,430				△1,430
当期純利益		3,793				3,793
土地再評価差額金の取崩		97				97
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△105	△97	△203	△203
当期変動額合計	△0	2,460	△105	△97	△203	2,257
当期末残高	△376	105,427	60	△2,129	△2,069	103,358

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上している。
- ②子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ①未成工事支出金 …………… 個別法による原価法
- ②材料貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法によっている。

(2) 無形固定資産

定額法によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

(4) 災害損失引当金

令和元年東日本台風による被災資産の撤去、修繕等に伴う支出に備えるため、当該費用の見積額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、発生事業年度において一括で費用処理している。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

(表示方法の変更にに関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記していた「貸倒引当金繰入額」（当事業年度 13百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	34,711百万円
2. 保証債務等	
(1) 保証債務	
①金融機関からの借入金に対する保証債務	
(株)ユアソーラー保原	100百万円
(株)ユアソーラー富谷	64百万円
②工事請負に係る金融機関の工事契約履行保証等に対する保証債務	
(有)ユアテックベトナム	95百万円

(2) 保証類似行為

金融機関からの借入金に対する経営指導の念書の差入れ

(株)ニューリース 8,290百万円

(注) 連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載している。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 関係会社に対する短期金銭債権 22,946百万円

(2) 関係会社に対する長期金銭債権 888百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債務 3,668百万円

(4) 関係会社に対する長期金銭債務 2,341百万円

4. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は 37百万円である。

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定している。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,467百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 工事進行基準による完成工事高	83,090百万円
2. 関係会社に対する売上高	82,500百万円
3. 関係会社からの仕入高	16,730百万円
4. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額	96百万円
5. 関係会社との営業取引以外の取引	1,209百万円
6. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費	146百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

711,477株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	75
未払賞与	1,000
未払事業税	132
退職給付引当金	4,463
その他	2,030
繰延税金資産小計	7,703
評価性引当額	△1,101
繰延税金資産合計	6,601
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△57
固定資産圧縮積立金	△92
その他	△10
繰延税金負債合計	△161
繰延税金資産の純額	6,440

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略している。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注 1)	科目	期末残高 (百万円) (注 1)
親会社	東北電力(株)	仙台市青葉区	251,441	電気事業	被所有 直接 41.8 間接 0.4	電気工事等の請負施工 役員の兼任	電気工事等の請負 (注 2)	82,480	完成工事未収入金	22,007
									未成工事受入金	331

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

(注 2) 工事の受注について、価格・その他の条件は一般的取引条件によっている。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注 1)	科目	期末残高 (百万円) (注 1)
親会社の子会社	TDG ビジネスサポート(株)	仙台市青葉区	1,500	金融業	—	資金の預け入れ	資金の預け入れ (注 2)	26,100	流動資産「その他」	8,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引金額および期末残高には消費税等が含まれていない。

(注 2) 余裕資金を先方の提示条件及び市中の金利を考慮のうえ預け入れている。

3. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注 1)	科目	期末残高 (百万円) (注 1)
子会社	(株)ニューリース	仙台市青葉区	50	リース業	所有 直接 100.0	車両・事務用機器・工事用機械のリース	保証類似行為 (注 2)	8,290	—	—
							リースによる車両等の取得 (注 3)	418	リース債務(流動)	976
							リース債務の返済 (注 3)	1,076	リース債務(固定)	2,243

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

(注 2) 借入金について、取引銀行に対し経営指導の念書を差入れている。

(注 3) リース取引について、価格・その他の条件は一般的取引条件によっている。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,445円 31銭

2. 1株当たり当期純利益 53円 04銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社ユアテック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

仙 台 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 小 川 高 広 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有 倉 大 輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユアテックの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユアテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社ユアテック
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

仙台事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小川 高広 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 有倉 大輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユアテックの2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社ユアテック 監査役会

常勤監査役 小 野 寺 雄 一 ㊟

常勤監査役 山 本 雄 二 ㊟

監 査 役 山 本 俊 二 ㊟

監 査 役 小 野 浩 一 ㊟

監 査 役 高 浦 康 有 ㊟

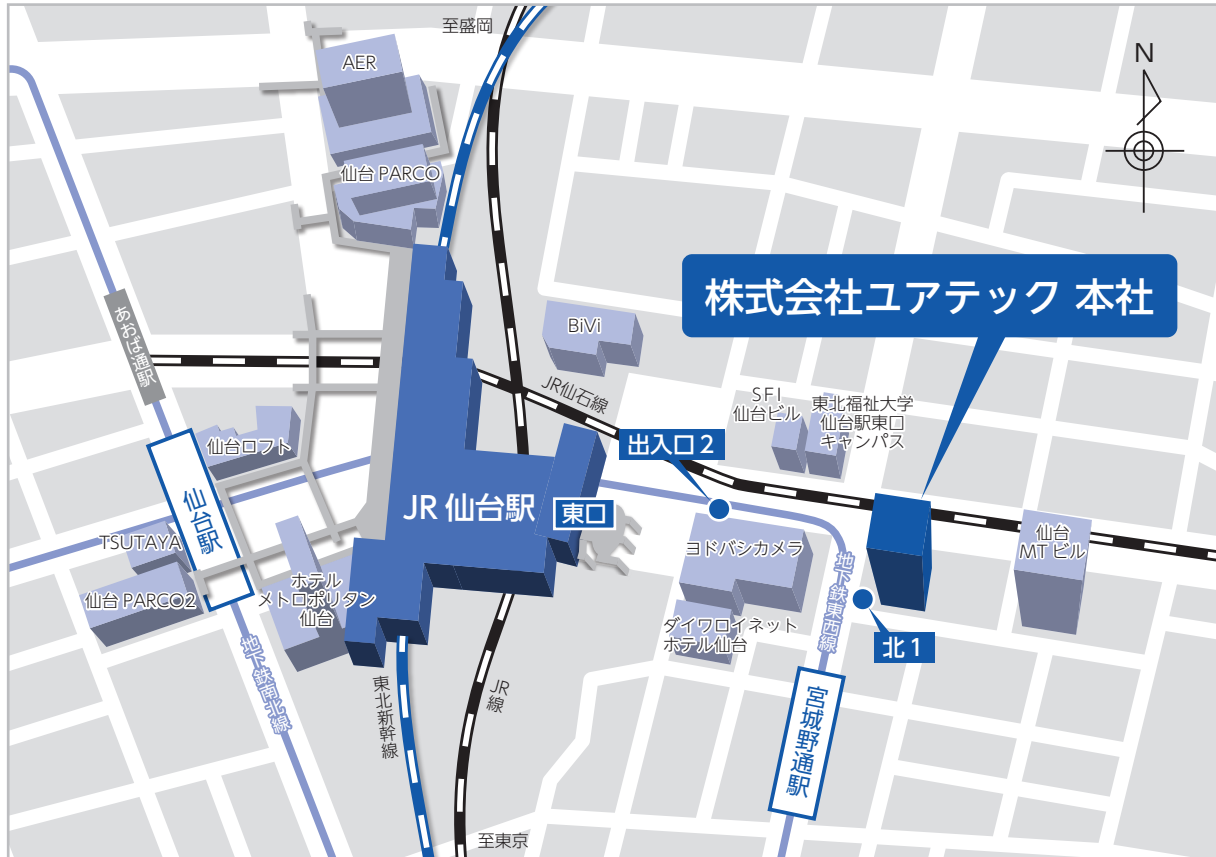
(注) 常勤監査役小野寺雄一、監査役小野浩一、監査役高浦康有の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

■ 会場 仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号 当社3階大ホール



交通

J R 線

仙台駅……………徒歩約 7 分（出口「東口」）

地下鉄

仙石線仙台駅……………徒歩約 3 分（出入口2）

バス

地下鉄宮城野通駅… 徒歩約 2 分（出口「北1」）

仙台駅前下車

会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。